

1. 会合名	取引所売買等に関するワーキング・グループ（第 29 回）
2. 日 時	2022 年 5 月 11 日（水）10:30～11:00
3. 議 案	○ 取引所外取引の報告・公表システムの費用負担の方針について
4. 主な内容	<p>○ 取引所外取引の報告・公表システムの費用負担の方針について 事務局より、資料に基づき説明が行われた後、大要以下のとおり意見交換が行われた。</p> <p>取引所外取引の報告・公表システム（以下「取外システム」という。）の費用負担の方針については異議なく了承された。また、費用負担の方針についての本ワーキング・グループの結論は、総務委員会等に報告することとされた。</p> <p>【主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次期取外システムについて、発注先によってはシステム化計画策定時の見積費用より安価な価格でサービスを提供するベンダが選定される可能性はあるのか。選定されるベンダによっては、実際の利用者負担が資料で示された試算よりも少なくなることもあり得るのか。 <ul style="list-style-type: none"> → 次期取外システムについては、2022 年 4 月 18 日開催の総務委員会において野村総合研究所が発注先として選定されたところである。同社から提案された費用については、システム化計画策定時の見積費用と大きく変わるものではなく、現時点では利用者負担については資料でお示しした試算と同程度となることを想定している。（事務局） ・ PTS Information Network については、上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則（以下「取外規則」という。）及び同規則細則に根拠規定が定められており、費用については認可会員が負担するとされているところ、これまでは経過措置により負担金の徴収が猶予されていると認識している。経過措置が定められた当時とは PTS を取り巻く環境が変化しているという点は理解できるものの、取外規則を改正するなどにより、PTS Information Network の在り方自体を見直すことも考えられるのではないかと。この点について協会の見解を確認したい。 <ul style="list-style-type: none"> → 御指摘のとおり、PTS Information Network の在り方につ

	<p>いても、今後、必要に応じて見直しを図ることを考えている。PTS Information Network は「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の規定も根拠としているものであるため、金融庁とも相談する必要がある。</p> <p>なお、現在、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」では市場インフラ機能の向上などについて議論が行われており、PTS に関する課題等が示されていると理解している。見直しを図る際には、同ワーキング・グループの検討状況も踏まえて検討していきたいと考えている。（事務局）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
5. その他	<p>特になし</p> <p>※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。</p>
6. 本件に関する問い合わせ先	<p>自主規制本部 エクイティ市場部 (03-6665-6770)</p>